

選挙人名簿の登録制度の見直しについて

1 現行制度

現行制度では、選挙人名簿の登録は、毎年3月、6月、9月及び12月の登録月（定時登録）並びに選挙を行う場合（選挙時登録）に行うものとされている。

選挙人名簿の被登録資格は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満20年以上の日本国民で、住民票が作成された日から引き続き3箇月以上当該市町村の住民基本台帳に記録されていることとされている。

定時登録は、登録月の1日現在において、被登録資格を有する者について、当該登録月の2日に行う。

2 定時登録の回数等の変遷

- ・昭和41年改正 … 永久選挙人名簿制度が採用されたことに伴い、定時登録制度が導入された。定時登録は年2回（3月、9月）であり、これは申告登録によるものとされていた。

※ 当時はまだ、住民基本台帳制度が確立されていない状況であったため、選挙時に登録を行うこととした場合、選挙の最中に、短時間で登録手続を進めなければならないために、脱漏、誤載、二重登録等が数多く発生し、選挙人名簿が不正確となるおそれがあるため、選挙時登録は行わないこととされた。

- ・昭和43年改正 … 定時登録の回数が、年4回（3月、6月、9月、12月）に増加された。

- ・昭和44年改正 … 住民基本台帳法の成立を踏まえ、選挙人名簿への登録が職権登録によることとされた。また、年1回（9月）の定時登録と選挙時登録を組み合わせた制度とされた。

※ 登録の時期について、常時登録制や毎月登録制とすることも考えられたが、当時の複雑な人口移動に対処する選挙管理委員会の事務処理能力等を考慮して、定時（毎年9月の年1回）及び選挙時登録の二本立てとすることとされた。

- ・平成9年改正 … 定時登録の回数が年4回（3月、6月、9月、12月）に増加された。

※ 毎年1回の定時登録では、選挙人の転入・転出の時期によっては、長期にわたっていずれの市町村の選挙人名簿にも登録されないことがあり得るため、市町村の選挙管理委員会の事務処理能力の向上も勘案し、選挙権行使の機会をより確保できるよう、定時登録の回数が年4回に増加された。